

平成 27 年 7 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社ウッドフレンズ
代表者名 代表取締役 前田 和彦
(J A S D A Q ・ コード 8886)
問合せ先
役職・氏名 総務部長 寺本 博
電話 052-249-3503

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 17 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 8 月 27 日開催予定の第 33 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第 29 条および第 39 条の一部を変更するものであります。

なお、定款第 29 条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

| | |
|---------|------------------|
| 取締役会決議 | 平成 27 年 7 月 17 日 |
| 株主総会開催日 | 平成 27 年 8 月 27 日 |

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p data-bbox="164 315 587 344">[社外取締役についての責任限定契約]</p> <p data-bbox="151 353 782 499">第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の行為に関する責任につき、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="151 584 576 613">[社外監査役についての責任限定契約]</p> <p data-bbox="151 622 782 768">第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の行為に関する責任につき、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> | <p data-bbox="810 315 1182 344">[取締役についての責任限定契約]</p> <p data-bbox="805 353 1445 539">第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役</u>（<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>）との間で、同法第 423 条第 1 項の行為に関する責任につき、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="821 584 1197 613">[監査役についての責任限定契約]</p> <p data-bbox="805 622 1445 768">第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の行為に関する責任につき、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> |